

発議第 6 号

平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 27 年 6 月 10 日

提 出 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

賛 成 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

## 平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との合意をした。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800 円、1,000 円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされた。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 27 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。
- 2 雇用戦略対話合意に基づき早期に 800 円を確保できるよう改善すること。
- 3 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 916 円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 10 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先

北海道労働局局長

北海道最低賃金審議会会長